

京都市産業廃棄物の適正処理の確保等に向けた自己点検の推進等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の適正処理の確保並びに廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（以下「3R」という。）の推進等に向けた意識の向上を図るため、産業廃棄物を排出する事業場（以下「事業場」という。）が自ら行う点検及び改善を支援するとともに、点検の結果について審査を行い、優良な事業場を認定することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において使用する用語の例による。

(チェックシート)

第3条 市長は、次の事項について点検するためのシート（以下「チェックシート」という。）を作成し、事業場が活用することができるよう広く配布するものとする。

- (1) 産業廃棄物の保管及び処理等の基準への適合性
- (2) 3Rの推進その他の環境負荷の低減に向けた取組
- (3) 前2号に掲げるもののほか、廃棄物の資源循環の推進に関する取組

(認定の申請)

第4条 次に掲げる要件を満たす事業場（市の施設、産業廃棄物の処理を業として行う者の事業場及びこの要綱による認定を3箇年度連続して受けた事業場を除く。）は、チェックシートを用いた点検（以下「自己チェック」という。）の結果が優良であることについて、市長から認定を受けることができる。

- (1) 認定を受けようとする年度の6月30日の時点において、当該事業場に係る直近の3箇年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書が市長に提出されていること（電子マニフェスト（産業廃棄物管理票の代わりに電子情報処理組織を使用した登録及び報告をいう。以下同じ。）を使用している事業場にあっては、直近3箇年度分の情報処理センターによる報告があること。）。
- (2) 前年度の産業廃棄物管理票の交付枚数が24枚（電子マニフェストを使用している事業場にあっては、情報処理センターへの登録回数が24回）以上であること。

2 認定を受けようとする事業場は、当該年度で市長が指定する期間内に、産廃処理・3R等優良事業場認定申請書、自己チェックの結果を記したチェックシート及び市長が指定する書類を市長に提出しなければならない。

(審査及び認定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、自己チェックの結果その他必要な事項について確認するため、職員に当該事業場を実地に調査させるものとする。

- 2 市長は、自己チェックの結果が別に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合していると認めるときは、当該事業場を「産廃処理・3R等優良事業場」（以下「認定事業場」という。）として認定するものとする。
- 3 認定の有効期間は、認定した日から1年間とする。ただし、認定事業場からその翌年度の認定の申請があった場合において、市長が有効期間の満了の日までに当該翌年度の申請に対して認定の可否を応答しないときは、従前の認定は、その応答があるまでの間は、なおその効力を有する。

(認定証及び公表等)

第6条 市長は、認定事業場に対し認定証を交付するとともに、認定事業場の名称その他必要な事項を市のホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。

- 2 市長は、前項に定めるほか、認定事業場が認定を受けたことを広く示すことができるよう努めるものとする。

(変更の届出)

第7条 認定事業場は、所在地、名称又は連絡先に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出があったときは、市長は、必要に応じて職員に調査を行わせるものとする。

(認定の失効)

第8条 認定事業場において次に掲げる事由が生じたときは、当該認定事業場の認定は失効する。

- (1) 取壊し等により存在しなくなったとき。
- (2) 認定を辞退する申出があったとき。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業場において次の各号のいずれかに該当する事由が生じたと認めるときは、当該認定事業場の認定を取り消すことができる。

- (1) 事業の継続性がなくなったとき。
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 廃棄物の処理に関する重大な法令違反その他公序良俗に反する行為が行われたとき。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の京都市産業廃棄物の適正処理の確保等に向けた自己点検の推進等に関する要綱第5条第2項の規定による認定を令和3年度に受けた事業場に係る経過措置は、別に定める。